

アメリカの第一次・第二次大戦下における臨時免許 状の特質と影響

八尾坂, 修
九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1560581>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 18, pp.1-16, 2016-01-23. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)
教育経営学研究室/教育法制論研究室
バージョン :
権利関係 :



アメリカの第一次・第二次大戦下における 臨時免許状の特質と影響

八尾坂 修

- I 本稿の課題設定
- II 第一次大戦前後における臨時免許状の特質
- III 第二次大戦下と戦争臨時免許状の位置
- IV 教員不足の浸透と戦後の変換プログラムへの影響
- V むすび

I 本稿の課題設定

アメリカにおける教員免許制度は植民地時代にまで遡ることができるが、教員の免許資格に関する権限は20世紀初頭において州による支配が構築されつつあった。また、免許状の所得方式としての試験検定も1920年以降後退を余儀なくされ、むしろ師範学校、さらには大学による養成方式が発展したのであった。

このように20世紀前半において州支配、養成方式が確立されつつあったことは教員免許制度上の特徴的な側面を呈しているといえよう。しかしそれとともに、この時期アメリカの教員免許資格構造要因において看過し得ない他の側面として免許状の効力、等級の視点における免許状の更新・上進制とともに終身免許状廃止の方向が挙げられる。また、二度にわたる大戦、経済不況による教員需給の不均衡がもたらした影響、特に本来の普通免許状と性格を異にする臨時免許状、さらには第二次大戦期の戦争臨時免許状（war emergency certificate）の特質は免許資格構造要因を考察する上で研究上重要な位置を占めるのである。

この点、上記の研究課題はわが国でほとんど言及されてこなかったと推察される¹⁾。ただアメリカでは1900年前後から1937年当時まで連邦教育局教員養成首席専門官、フレイジャー（Frazier, B. W.）によって、教員免許制度に関する本格的な調査研究²⁾が実施されたのも事実である。しかし、更新・上進制の確立、終身免許状廃止に関しては、簡略的な分析に留まっているように看取でき

る。むしろ質的に充実した分析、考察を行うためには、少なくともこの研究で列挙されている文献を発掘し、一層明確に内容的検討を加える必要があると考える。また、もう一つの課題である両次大戦の免許状取得要件への影響、特に戦争臨時免許状を直視した体系的な研究は管見するにアメリカにおいても存在しないと思量され、研究上の意義が認められる。

このような問題意識のもと、各州の教員免許規定、当時の連邦教育局の免許資料、関連学位論文、「教育索引」（Education Index）のなかの Teachers Certification の項目のなかからの関連研究諸論文等を手掛かりに、以下の側面に焦点をあてる。

まず20世紀前半に生じた教員需給変化時のかで、免許状取得要件はどのように変容したのか、特に第一次、第二次大戦時に発行された臨時免許状はいかなる特性を有しているのかを明らかにする。次に臨時免許状は、戦後の免許政策、教員供給のための養成プログラムにどのような影響を生起したのか考察することにしたい。

II 第一次大戦前後における臨時免許状の特質

20世紀前半における各州の免許制度が教員の需給状況によって影響を受けたのも確かである。この点、教員需給を左右する要因として合衆国全体から見た場合、二度の大戦、移民の増加とともに、経済的好・不況を無視できない。つまり教員不足が異常に生じたのは1918年頃から1923年頃、1942年頃から1950年（およびそれ以降）の時期であり、いずれも戦争時に関連を有する。また、

教員の過剰供給は1928年頃から1934年の経済不況時に発生しているからである（表1参照）³⁾。

そこでまず第1の教員不足期は、第一次大戦直後に当時必要とされる約80万の教員のうち5万人が不足していたことが連邦教育局長官により報告されていた事実から示される。その背景として複合的に判断できるが、男性教員の軍隊への派遣とともに、19世紀末にピークに達した教職の女性化のもとでの給与面、教職像の低さが指摘されたのである⁴⁾。

この点、給与面では、同教育局が1890年から1919年まで都市部（人口1万人以上）の初等教員の年間給与について4度の調査を行い、平均給与水準は上昇していることが明示された。しか

し、特に大戦時期を直視すると、給与自体は1913年から1919年の間に約30%上昇したが、この6年間に生活費や他の職業における給与は教員給与の2倍以上の増加を示していた⁵⁾。しかも、1916年から1917年にかけての州立師範学校入学者の全国的動向を見ると男女双方減少し、増加を示したのは州平均給与が高い位置にあるニュージャージー州に過ぎないのであった⁶⁾。

その結果、危急の教員不足に対処するため一定の免許要件を免除した臨時免許状を発行する一因となったのである。そこで教員不足との関わりで発行された臨時免許状は当時いかなる特徴を有していたのかを考察してみよう。

この点、1910年代までは試験検定制度が定着

表1 教員供給と経済的繁栄の関係（1898年－1950年）

(過剰供給)	教員供給 (比較的の均衡)	(過少供給)	(好況期)	経済的繁栄 (通常期)	(低落期)
	1898			1898	1897
	1899				
	1900				
1901			1899年6月		1900年12月
1902			1902	1901	
1903				1903	1904
	1904			1905	
	1905			1906	
		1906			
		1907			
			1907		
	1908				1908
	1909				
	1910			1909	
	1911			1910	
		1912		1911	
		1913			1912
			1913		1914
1914				1915	
				1916	
				1917	
1915					
1916					
	1917				
		1918			1919
		1919			
		1920			1921
		1921			
		1922			
		1923		1922	
			1923		
	1924				1924
	1925				
	1926				
	1927				1927
1928				1928	
1929					
1930				1930	
1931				1931	
1932				1932	
1933					1933
1934				1934	
	1935			1935	
	1936			1936	
	1937				
1938					
1939					
1940					
	1941				
		1942		1942	
		1943		1943	
		1944		1944	
		1945		1945	
		1946		1946	
		1947			
	1948(中等学校)	1948(初等学校)		1947	
1949(中等学校)		1949(初等学校)		1948	
1950(中等学校)		1950(初等学校)	1950		1949

(出典：Maaske, R.J., "Analysis of Trends in Teacher Supply and Demand 1900-1950," *Journal of Teacher Education*, Vol. 2, No. 4, 1951, p. 266.に基づき作成。)

しており、しかも試験の成績、教職経験年数等に基づいて等級別の免許状が発行されていた。そのような状況のなかで臨時的に発行された免許状は、1903年当時の各州免許規定によると4州に過ぎない⁷⁾。臨時免許状の名称をみると、以下のように特定の郡や学区でのみ有効であることが明白な場合もある。「special-district certificate」(ミネソタ)、「special-county certificate」(ミズーリ)、「temporary certificate」(ネバダ)、「temporary certificate」(ワシントン)。ただし「temporary certificate」の名称でも特定の郡、学区で効力を有し、また4州の免許状いずれも有効期間は次の試験検定までであり、短期間であった。しかも取得要件として教職経験や一定の教育水準は特段要求されることはなかったのである。

しかしながら、教員不足期である1921年当時の各州免許規定を分析すると、18州に及んでいる。しかも免許状の名称から、「emergency certificate」、「permit」のように明らかに緊急性を帯びた免許状が定着しつつあったのである。表2において18州の臨時免許状取得構造を示したが、発行主体も従来の郡や学区とともに州支配が広まりつつある。また、有効期間が1年程度の場合多くの州でみられ、しかも教育水準として中等学校卒業プラス師範学校での一定の履修あるいは4年制の大学卒業を要求する州も存在するようになっている⁸⁾。

このような状況は教員不足が沈静化し、しかも過剰供給に入りつつある前の1927年当時の免許規定においても同様の資格構造を示していることが理解できる⁹⁾。ただ臨時免許状を発行する州が増加してはいたが、第一次大戦時における臨時免許状発行によって本来の免許資格基準の引き下げが生じたとはいえない。また1924-25年度において38州からの教員需給状況の回答によると(表3参照)、需給関係は州によって相違することがわかる。しかもミシガン、ペンシルバニア、バーモント、バージニア州のように州全体においては教員供給が必要を超過しているにもかかわらず、一教員村落学校においては臨時教員(permit teachers)が存在するという矛盾が存在していた¹⁰⁾のである。

III 第二次大戦下と戦争臨時免許状の位置

第二次大戦の開始によって第2のしかも異常とも考えられる教員不足をもたらしたが、この状況に対処するために導入された主たる免許政策は戦争臨時免許状の発行である。臨時免許状の発行は1940-41年度に2,305件であったが、その後急速に増加し、戦争終結時には減少することなく1946-47年度にピークに達し、12万7,016件の発行数となった。その後漸次減少するものの、1949-50年度にはいまだ9万5,146件の臨時免許状発行数であり、しかも臨時免許状教員数は全教員数の約9分の1を占めていた¹¹⁾のである。

しかし、それとともに耳目を引くのは、州によっては本来の免許基準を維持する意図のもと、臨時免許状の発行数を極力少なくするための措置がなされたことである。つまりすでに失効した、あるいは現在効力を有する期限付普通免許状を通常1年程度、無条件あるいは条件付で復効、延長する州が存在したのである。すなわち、無条件で復効、延長を認めたサウスカロライナ州では臨時免許状を1943-44年度6種類発行していたものの、当時各州平均1,446件¹²⁾の臨時免許状発行数に対して758件という数値だったのである¹³⁾。

また当時すでに初等教員免許状に対して中等学校卒業後4年の教育、同様に中等教員免許状に対して5年の教育を要求し、アリゾナ州の如く、第二次大戦終結前と後では臨時免許状発行要件が異なり、終結後に強化がなされている状況もみられた。具体的に当時の州教育委員会議事録をもとに検討してみよう。まず第1は、大戦前の中等教員の不足に対して、1943年5月17日に、不足が生じている当該学区の教育長の要求に基づき、学士号を所持している初等教員に中等学校で教えることを州教育委員会が認可することを全会一致で認めた点である。この方途は後述する、1950年代に各州に普及した免許状の変換プログラム(conversion program)の前兆として注目されてよいであろう。

第2は、1944年1月21日に州教育委員会によって以下の措置が決定されたことである。①臨時免許状(war emergency permit, temporary certificate)以外の、現在効力を有するすべての免許状を、失効の日を超えて1年間拡大する。②臨時

表2 各州における臨時免許状の発行状況（18州対象、1921年）

州名	免許状の名称	発行主体	有効地域／学校	有効期間	更新	教職経験の要求	養成／試験検定	教育水準等
1. デラウェア	Provisional Certificate (1級, 2級)	郡教育長	当該郡	次の試験まで	州教育長の認定がなければ不可	…	…	・20才以上 ・普通免許状習得者を雇用できない時発行。
2. フロリダ	Temporary Certificate	州教育長	郡あるいは隣接部／全校種	次の試験まで	次の試験まで	なし	試験なし	
3. ジョージア	Temporary Professional Certificate	州教育委員会	州／全校種	次の試験まで	…	…	…	・規定された専門教育を未履修の大学卒業生に発行。 ・緊急の場合のみ発行。 ・どの人にも1回のものも発行。 ・緊急の場合のみ発行。
4. カンザス	Temporary Certificate	州教育委員会	州／免許状で特定されるような学校, 学年	3年	不可	…	…	・緊急の場合のみ発行。 ・どの人にも1回のものも発行。 ・緊急の場合のみ発行。
5. メリーランド	Provisional Certificate	州教育長	州／特定学年	…	州教育長の認定がなければ不可	…	…	・規定期間の間に州立大学卒業生に発行。
6. モンタナ	Temporary Certificate	州教育試験官委員会	州／初等学校	次の試験まで	不可	…	州教育試験官委員会による検定	・以前有効な免許状を所有していた者あるいは中等教育水準以上の教育を受けた者。 ・緊急の場合のみ州立大学の卒業生に発行。 ・有資格者がいない緊急の場合のみ発行。
7. ネブラスカ	(1) Emergency Certificate (2) Emergency Certificate	郡教育長 州教育長(郡教育長の要望に基づく)	当該都市／全校種 当該学区／全校種	1年 1年	… …	… …	… …	・有資格者がいる緊急の場合のみ発行。
8. ネバダ	Temporary Certificate	州教育次長	当該学区／当該学校	次の試験まで	…	…	…	・学区の要に基づいてのみ発行。 ・状況による。通常中等学校卒業者。
9. ニューハンブシャー	Permits	州教育長	州／初等学校	1年	…	…	…	・教員不足の場合のみ発行。
10. オハイオ	Emergency Certificate	郡／都市試験検定委員会	郡・都市／特定の学校	1年	…	1年(公立学校)	…	・4年制中等学校プラス1年の大学教育(初等教員)あるいはプラス2年の大学教育(中等教員)。
11. オクラホマ	Temporary Elementary/Temporary High School	州教育委員会	州／9学年以下, 中等学校	1年	可	…	…	・現在の緊急時が通過した時、ロードアイラン学校の夏季講座で一定のコースを履修した中等学校卒業生に発行。 ・緊急の場合のみ発行。
12. ロードアイランド	Special Emergency Certificate	州教育委員会	州／初等学校	次の試験まで	不可	なし	…	・普通免許状取得教員を確保できない時、発行。 ・有資格教員が不足の時のみ発行。 ・州教育長の正当な判断で、正規の試験格定を受けることができなかった者に発行。 ・有資格教員の供給が欠けている時の発行。 ・最後の通常の試験のうち、教員になりたい志願者に発行。ただし、通常の試験検定受験資格として必要な中等学校卒業プラス一定の師範教育あるいは大学教育、および試験検定に合格できる能力を有することを示す証明。
13. テネシー	Temporary Certificate	州教育長	当該郡／初等学校	次の試験まで	…	…	州試験検定委員会による検定	
14. バーモント	Permits	州教育委員会	当該学区／全校種	12週間以下	…	…		
15. バージニア	Local Permits	州教育委員会	地方・郡／初等学校	1年	…	…	…	・有資格教員が不足の時のみ発行。 ・州教育長の正当な判断で、正規の試験格定を受けることができなかった者に発行。
16. ウエストバージニア	Emergency Certificate	州教育長	当該郡／特定教科	発行後6月30日まで	不可	…	…	・有資格教員の供給が欠けている時の発行。 ・最後の通常の試験のうち、教員になりたい志願者に発行。ただし、通常の試験検定受験資格として必要な中等学校卒業プラス一定の師範教育あるいは大学教育、および試験検定に合格できる能力を有することを示す証明。
17. ウィスコンシン	Special Certificate	郡教育長	当該郡／全校種	1年以内	…	…	…	
18. ワイオミング	Temporary Certificate	州教育委員会	当該学区／全校種	次の通常の試験まで	…	…	…	

(出典: Cook, K.M., *State Laws and Regulations*~, 1921, pp. 39-198. 基づき作成。)

免許状の継続性を1944–45年度認可する。③ 1942年7月1日以前に失効しているすべてのアリゾナ州の免許状に履修単位を要求することなく、1944–45年度有効とする¹⁴⁾。

しかしながら大戦後の1946年2月9日に再び臨時免許状を管理する規定が強化されることになったのである。

まず臨時免許状である permit は1946年7月1日以降、初等・中等学校段階で発行されず、また現在効力を有する permit も更新あるいは延長されることはないことが決定されたのであった。

次に臨時免許状である temporary certificate は、初等学校で指導する場合、学士号を有し、しかも普通免許状取得として要求されている教職専門教育の履修単位を6単位以下不足しているに過ぎない場合にのみ、現在戦争臨時免許状(war emergency permit)で教えているかを問わず1年間のみ発行されることになった。しかもこの免許状は、所持者が不足している履修単位を満たすまで更新されることも延長されることもなかったのである。

また、中等学校で指導する場合は、修士号を取得し、主・副専攻を指導できることの条件以外は、初等学校で指導する場合とほぼ同様の要件であった¹⁵⁾。いずれにせよ臨時免許状が発行されたとしても、本来の普通免許状取得要件とさほど差異が生じなくなったと指摘できるであろう。

さらに、1946年2月9日現在、所持していた普通免許状は失効しているが、過去4年間のうち2年間教職経験があり、しかも認定された大学で5単位を取得した、学士号を有する元教員に対してのみ、2年間有効な新しいタイプの初等教員免許状が発行されることになった。しかもこの免許状を2年間さらに更新するために、追加的な5単位の取得が義務づけられたのである¹⁶⁾。

それではさらに臨時免許状をめぐる状況を関連諸論文を細見する限り、当時論議を醸しだしたと考えられる「取得要件における特色」、「臨時免許状教員の特性と問題点」、「普通免許状取得との関わり」、「臨時免許状発行の与えた影響」の観点から検討してみよう。

第1に臨時免許状取得要件の特徴に関しては、1944–45年度連邦教育局が40州から得た回答によると、臨時免許状取得の最小限教育水準として

10州は中等学校卒業のみを要求し、9州は特段設定せず臨時免許状発行の際、当該学区当局に最小限基準を委ねる状況も存在した。また、他の21州は大学での教育(半年から4年、さらにはノースカロライナ州のように6種類の臨時免許状のなかで一つは修士号)を要求しているのが実態であった。それとともにニューヨーク、ペンシルバニア、ロードアイランドの3州では標準的な免許状取得水準(4年の大学教育)と同等の水準を維持する試みから、臨時免許状発行、その基準を状況に応じて州教育長の決定に委ねていたのである¹⁷⁾。

このような基準を有する臨時免許状の発行は、1種類からフロリダ州のように8種類に及び、しかも教育水準とともに教職経験、さらには雇用学区の要求、州外教員の有無等の区分に基づいていた¹⁸⁾。この点、臨時免許状取得のための教育水準は普通免許状取得の最小限教育水準よりも1年間程度低いのが一般的であったが、州によっては普通免許状取得の最小限水準と同等あるいはそれ以上の学歴を要求する臨時免許状も有することが見出される。この結果、学歴面では同等であるとしても、普通免許状取得に必要とされる教職専門教育の履修要件を欠いていたがゆえに臨時免許状を発行される場合も往々にして存在したと指摘できる。

例証として、サウスカロライナ州を取り上げよう。この州は1943–44年度当時初等教員普通免許状を2種類発行し、各々30、60単位(s.h.)の大学教育(教職専門教育含む)を要求していた。しかし以下の表4から顕然たることは、6種類発行の臨時免許状のなかで30単位未満の大学教育のみで取得できる2–Fの臨時免許状取得者(特に黒人)とともに、3年あるいは4年の大学教育を要求する1–Aの臨時免許状取得者(総じて白人)¹⁹⁾が多いことを見過ごすことができない。このような状況からして、ある州における臨時免許状取得者は他州の普通免許状取得者よりも高学歴な状況にあったとも推察される。また当時の臨時免許状発行数全体からして臨時免許状を希望する者は簡易に取得できるかのように考えられようが、特に上位の臨時免許状に関しては学歴面からして必ずしも是認できないのである。

第2に、それでは一体、臨時免許状はどのよう

表3 初等教員需給と臨時免許状教員（1924－25年）

州	供 給	需 要	過剰供給	不 足	過疎地の 臨免教員数 (単級学校)
アラバマ	400人	1,000人		600	
アーカンソー	200	200			
アリゾナ	150	100	50		
コロラド	518	170	348		
コネチカット	600	150	450		
ジョージア	600	700		100	1,800
インディアナ	1,829	250	1,579		
メイン	600-800	600-800			100
マサチューセッツ	1,600	2,000		400	
ミシガン ¹	2,500	700	1,800		559
ミネソタ	1,600	1,200	400		
ネブラスカ	400	250	150		
ネバダ	80	75	5		
ニューハンプシャー	250	250			7
ニュージャージー ²	1,200	1,400		200	52
ニューヨーク	(需要は供給の2倍)				
ノースカロライナ	600	400	200		
オクラホマ	1,000	1,000			
オレゴン	700	400	300		
ペンシルバニア	2,500	2,000	500		650
サウスダコタ	1,600	1,200	400		
バーモント	100	75	25		50
バージニア	2,293	2,000	293		400
ウエストバージニア	1,500	1,800		300	700
ワイオミング	40	750		710	
ワイオミング	1,200	0	1,200		

(注1) これらの値は1923-24年度である。

(注2) これら1,200人のうち多くは村落地域の学校に赴任する。

(出典: McCrory, John R., "Elementary School Teacher Supply and Demand for 1924-25," *School and Society*, August 16, pp. 223-224. に基づき作成。)

な人が取得したといえようか。臨時免許状教員の個人的な特性を知ることは当時の臨時免許状教員が与えた教育的影響を評価し、また研修施策を企画するために必要だったのである²⁰⁾。この点、大戦時におけるカリフォルニア州における調査事例（1944年）によると、以下の特徴を摘録できようが、中高年で教職を離れていた者が多いと認められよう。一つは、臨時免許状教員1,479人のなかで約90%の者は以前に教職経験を有していたものの、過去10年以上教職経験のない者が657人存在したことである。もう一つの事実は、年齢について確認できる臨時免許状教員1,090人のなかで、40才以上は630人に及んでいたことである²¹⁾。

このような実状は臨時免許状教員のみならず、監督者としての学校管理職側の意識においても、一般に臨時免許状教員の教授能力、行動に対して次のような問題を惹起せている。例えば、現代の教育課題、新たな教育内容、教授方法について受

容し、学びとろうとする姿勢に欠けるきらいがあること、しかもこれまでの離職期間における研鑽不足から生じる自信の欠如という側面が挙げられる²²⁾。

それゆえ第3に、このような課題を払拭するために検討された免許政策は、臨時免許状所持者に漸次普通免許状取得を奨励する方途であり、さらには臨時免許状発行の種類を削減し、あるいは発行するにしても先述のアリゾナ州の例でみたように一定の履修単位を要求するというものだったのである。この点、臨時免許状教員数、全教員のなかで臨時免許状教員の占める割合が1946年当時最高位に達していたカリフォルニア州においても、1943年当初1年ごとの更新で臨時免許状を発行し、そののち戦争終結後3年間有効期間を延長できることにしていた。しかし1947年に至って初めて、臨時免許状での2年間の教職経験、60単位(s.h.)のコース履修のもと、2年間有効で更新可能な仮一般初等教員免許状が発行されたの

表4 戦争臨時免許状発行状況（1943－44年度）

臨免のタイプ	白人取得者数	黒人取得者数
クラス1-A (プランA, B:大学教育3, 4年)	97	4
クラス1-B (大学教育60単位, s.h.)	67	3
クラス1-C (大学教育45単位, 教職経験1年以上)	28	7
クラス1-D (大学教育31単位, 教職経験1年以上)	23	12
クラス2-E (大学教育30単位)	2	3
クラス2-F (大学教育30単位未満)	199	313
	416	342

* クラス1-A～2-Fいずれの臨免も普通免許状取得に必要な教職専門教育の履修要件を欠いている。

(出典: Loggins, W.F., *Teacher Certification in South Carolina*, 1945. pp. 73-74.に基づき作成。)

である²³⁾。この要件はジュニア・カレッジ修了程度であったとはいえ、更新期間内に州内の大学におけるサマープログラムに出席し²⁴⁾、12単位以上の修得を継続することによって学士号とともに普通免許状取得への機会が開かれたのである。そしてこのような方策によってカリフォルニア州では1951年まで約4,000人の臨時免許状教員が普通免許状を取得したとされている²⁵⁾。

第4に、考量すべき点として、戦時下における臨時免許状の発行が各州の免許制度、教職の地位に与えた影響があろう。この点、臨時免許状発行数の拡大により臨時免許状教員の増加は、“教職にはだれでも就くことができる”というイメージを公衆に植え付けたとも論じられている²⁶⁾。しかし例えば1940年代における免許状取得基準の動向をみた場合、ほぼ10年間で初等・中等教員に対する最下級普通免許状取得要件として学士号を要求する州は、一貫して上昇していたのである²⁷⁾。それゆえ臨時免許状は戦時下において普通免許状の基準について上昇を阻止したとされるが、あくまで教員不足分を補足する策だったのであり、むしろ各州は教員不足の直前に各州で達成していた免許水準を殊に臨時免許状発行の極に達した1947-48年以降には向上させるべき傾注してきたと指摘できよう。

IV 教員不足の浸透と戦後の変換プログラムへの影響

本来の普通免許状と性格を異にする臨時免許状の発行は、1950年代においても継続した。その後全国的に1960年代末まで衰退することはなく、1966-67年度において、全学級担任教員に対して臨時教員の占める比率はいまだ5.1%で数にして

て9万500人に及んでいたのである²⁸⁾。(表5参照)。

この点、特に戦後の40年代後半における教員不足時期に焦点をあてると、不足の要因は以下の表6に示すように、むしろ戦後の継続的な人口増加であった。つまり、1947年以降は毎年350万人以上の出生者数がみられ、しかも1940年当時の出生者数をベースにした場合、毎年50%前後の増加率だったのである²⁹⁾。この傾向は当然のことながら、初等学校の教員不足の到来を生じさせている。例えば1950年度における教員の定年退職・自然退職・死亡者の補充、児童の自然増によって新たに求められる初等教員は、約7万5,000人であるのに対し、年間に供給される初等教員（大学卒）は3万2,443人に過ぎず、明らかに供給不足であった。これに対し、同様に中等教員の場合、必要とされる教員数は約4万8,000人であるのに対し、供給数は6万2,692人（大学卒）だったのである。初等・中等教員には、需給関係に顕著なアンバランスがあったわけである³⁰⁾。

このような現状のなかで、とりわけ初等教員不足に対する免許政策として1948年以降導入されたのが免許状変換プログラムであり、その役割を無視できない。すなわち特に中等教員として養成された大学卒業生、これまで教職課程を受講していない教養学部の卒業生に対し、初等教員免許状取得への道を確保するプログラムが州教育局の主導で実施され、1951年には少なくとも16州に存在したのである³¹⁾。

この変換プログラムが各州で導入されるに至った契機として、全米教育協会（National Education Association = NEA）の一機関であった全米教師

表5 戦争臨時免許状教員の数、比率（1945－46年度～1966－67年度）

年度 1	臨免教員数 2	学級担当 教員数 3	臨免教員数： 学級教員数 4	臨免教員の 比率 5
1945-46	113,053人	831,000人	1:7	13.6%
1946-47	127,016	834,000	1:7	15.2
1947-48	112,401	861,000	1:8	13.0
1948-49	105,267	865,178	1:8	12.1
1949-50	95,146	904,439	1:10	10.5
1950-51	75,079	927,617	1:12	8.1
1951-52	69,848	962,864	1:14	7.3
1952-53	69,626	992,583	1:14	7.0
1953-54	78,850	1,032,138	1:13	7.6
1954-55	80,674	1,080,329	1:13	7.5
1955-56	79,403	1,133,093	1:14	7.0
1956-57	86,616	1,190,865	1:14	7.3
1957-58	94,732	1,237,943	1:13	7.7
1958-59	94,010	1,292,723	1:14	7.3
1959-60	93,543	1,354,958	1:14	6.9
1960-61	96,799	1,403,336	1:14	6.9
1961-62	91,522	1,459,285	1:16	6.2
1962-63	91,556	1,509,281	1:16	6.0
1963-64	83,200	1,577,777	1:19	5.3
1964-65	82,700	1,648,184	1:20	5.0
1965-66	84,127	1,710,319	1:20	4.9
1966-67	90,500	1,788,000	1:20	5.1

(出典：Stinnet, T.M., *A Manual on Certification~*, 1967, p. 46.)

教育・専門職の基準委員会（National Commission on Teacher Education and Professional Standards）が1949年に提示したガイドラインがある³²⁾。基本的原則は以下の9項目からなるが、1951年当時でさえ、前述したごとく初等教員普通免許状に対する教育水準として最低学士号を要求する州が17州しか存在しなかったにもかかわらず、このプログラムにおいて学士号を要求したことは画期的であった。またプログラム水準・内容、入学基準、養成機関の基準を通常の養成プログラムと同水準であることを求めるとともに、当時受講者に修士号取得の道が開かれていたことも注視すべき点といえる。

- ①プログラムは教員の能力を保証するために十分な期間でなされるべきである。短期のワーキングショップ、講習会、あるいは一回限りの夏期講座は普通免許状取得のために適切ではない。
- ②4年制の大学教育を受けた学生のみがプログラムへの志願者として検討されるべきである。

- ③カリキュラムは初等教育に対する養成の系列に関して注意深く組織化されるべきであり、その分野における志願者への指導助言、事後指導を含むべきである。
- ④各志願者に対する養成パターンの柔軟性が以前の養成経験に照らして図られるべきである。しかしながら、一般にコースは1年から1年半の養成期間を含むべきである。
- ⑤志願者のプログラム入学に際し、慎重な選考がなされるべきである。選考の際、考慮すべき要因のいくつかは以下の通りである。a. 大学の水準、b. 初等学校指導のための適性、c. 情緒的安定性、d. これまでの専門性の度合、e. 子どもの成長への基本的関心。またメンタルテストや健康診断をも含む入学試験が行われるべきである。

- ⑥関連あるすべてのグループによる協力的な計画が重要である。グループのいくつかは次のものが含まれる。a. 州教育委員会、b. 州教育協会、c. 教師教育機関、d. 地方教育委員会、e. 州教師教育・免許資格審議会、

表6 出生数の推移（1941－1950年）

	出生数	増加数	増加率	蓄積增加数
1940年	2,367,674			
1941	2,527,762	160,088	6.8	
1942	2,821,180	453,506	19.2	613,594
1943	2,940,031	572,357	24.2	1,185,951
1944	2,798,791	431,117	18.2	1,617,068
1945	2,734,149	366,475	15.5	1,983,543
1946	3,294,887	927,213	39.2	2,910,756
1947	3,702,769	1,335,095	56.4	4,245,851
1948	3,543,178	1,175,504	49.6	5,421,355
1949	3,585,111	1,217,437	51.4	6,638,792
1950	3,562,237	1,194,563	50.5	7,833,355
1951	3,740,759	1,373,085	58.0	9,206,440

※ 1940年を基礎とした増加数、増加率、蓄積増加数を示す。

(出典：Maul, R.C., "How Many Teachers Do We Need?", *Journal of Teacher Education*, Vol. 3, June 1952, p. 104.)

f. 保護者団体。

⑦初等教員の養成のために認可された機関のみがプログラムに参加することが認められるべきである。このような機関に対して、次の最小限の基準が提言される。a. 初等教育における学士号の授与、b. 実験や指導助言のための施設の適切性、c. 初等教育における指導スタッフの適切性、d. 初等教育における図書館設備の適切性、e. 通常の4年制初等教師教育プログラムにおいて提供される指導の質・量と劣らないよう、十分な数の追加的教職員の雇用。

⑧一般に、学士号取得後プログラムは学部レベルで行われるべきである。ただし、大学院指導における満足のゆく基準が満たされると、修士号授与を妨げるものではない³³⁾。

⑨養成は一つの機関で修了されることが望ましい。ただし他の同様の機関で取得した単位は、互換性を認められなければならない³⁴⁾。

それでは実際に、このような基準勧告を背景にどのような変換プログラムが実施され、その効果はいかなるものであったのかを検討してみよう。

初期の典型的な例としてコネチカット州を取り上げてみる。この州は初等学校教員不足を満たすため、1949年に養成経験のない大学卒業生を対象に初等学校段階で教えることを可能にする州レベルのプログラムを開発した最初の州であった。初期は臨時教員養成プログラム（the Emergency Teacher Training Program）と呼称され、のちにカ

レッジ卒業生集中プログラム（the Intensive Program for College Graduates）として知られている。

このプログラムではまず初等教員養成のために8週間に及ぶ子どもとの交流をも含んだ夏季講座が開設されている。この夏季プログラムの満足のゆく修了によって1年間、臨時の免許資格のもと初等教員として雇用される。この1年間において、当該学校に最も近い州立大学（教育学部）の教官から指導助言がなされる。この臨時教員に対する良好な評価がなされることにより、その教員は次年度からは自己の費用でプログラムを継続することが認められている。そして追加的な夏季講座や拡張講座に参加し、毎年6単位以上履修することによって普通免許状取得への道が開かれている³⁵⁾。

このようなパターンによる養成プログラムは、その後多くの州プログラムに導入されたが、ほぼ同時期にニュージャージー州、オハイオ州によつても開発されるに至った。しかもこれら2つの州は1949年当時の中等教員過剰供給のなかで、特に中等教員免許状の取得資格を有する者に対して、初等学校教員への方途をも考察している。オハイオ州のプランを取り上げると、中等教員免許状取得者は以下の12単位相当の科目履修を提示することによって、現職教育を義務づけた一定の初等教員免許状が得られることになっている。〔初等学校の目的と実践 3単位、初等教育法（読み解）3単位、初等教育法（算数）3単位、児童心理学 3単位〕この免許状は、初等教育の学士号

取得に相当する追加的な12単位の取得に基づいてのみ更新されるが、最初の更新に続く満足のゆく教職経験の証拠に基づいて、普通免許状である専門免許状（professional certificate）を取得できる道が開かれたのである³⁶⁾。

なお、コネチカット州の変換プログラムにおいては1960年の夏季まで毎年300人から400人が入学し、初等教員不足の解消策に寄与したが³⁷⁾、この変換プログラムは、州政策に限定されるものではなかったことも確かである。例えば、オレゴン州のポートランド市では1949–50年度に地元の大学との連携によって中等教員を初等教員に変換させる計画が功を奏したことが報じられている³⁸⁾。それとともに、当時フォード財団の支援のもと、いくつかの大学が独自に初等教員養成の変換プログラムを実施した事実も看過し得ない。この点、例えばコーネル大学（Cornell University）では1952年度から5年間実施し、コーネル初等教員養成実験プログラム（the Cornell Experimental Program）として呼称されてきた。特徴、効果として以下の点が挙げられるが、従来の伝統的な教員養成とは異なる進歩的な試みであったことが察し得る³⁹⁾。①初等教員のための修士号取得プログラムであり、画期的であった。②168人の志願者（教職課程非履修者）のなかで73人（43%）のみが入学を認められることから入学要件（平均B以上の成績、子どもとのボランティア体験等）が厳格であった。③1年間の課程（16単位）のなかで、10単位を教育実習（practice teaching）、6単位を演習に充てたこと、しかも美術、音楽、読み方、書き方等の教科は演習のなかで行われ、講義の授業が全く提供されなかった。④教職の継続性からすると、73人のうち卒業後89%が教壇に立ち、しかも2年目には67%が存続していたのである。

ところで、変換プログラムは初等教員の養成、供給にとって重要な位置を占めたことが、上記の考察から理解できるが、このプログラムは中等教員の確保にも一定の役割を果たしたのも事実である。この根拠としてまず中等教員の需給関係を1950年から1958年を通してみてみよう（表7参照）。「初等教員」（No.3）は明白に教員需要指数（当該年度の新規採用教員数を、同年度の有資格新大学卒業生で除した値）が高く、逆に「中等教員全体」（No.10）のように低く、初等教員の需要

指数よりも概ね80~100の需要度の開きが存続しているのも明らかである。しかしながら、教科別にみれば、「図書館学」（No.1）のように継年に教員需要指数が高い科目も存在し、さらには「ジャーナリズム」（No.17）、「物理学」（No.2）、「数学」（No.4）、「理科」（No.5）、「化学」（No.6）のように年度によって需要指数の変化が著しい例を無視できない⁴⁰⁾。

このような状況のなかで、中等教員の場合、特に理数科目養成を核とした変換プログラムが大学を中心に発展したのであった。この点、ウォロノフ（Woronoff, Israel）は1958年に教養学部卒業生を対象とした臨時の養成プログラムを代表的な28大学を対象に調査しているが、最小限共通する点として、プログラム入学に際し、学士号が要求されたことであった。入学基準、プログラム内容に関しては、多様性がみられるものの、入学に際し、学力あるいは人物を最優先する大学もあり、またプログラムについては、エール大学（Yale University）のように中等教員志願者の個別のニーズに則したプログラムを導入し、基本的共通コースを設定しないタイプもみられたのである⁴¹⁾。

さらにはハーバード大学（Harvard University）のように1952年からの4年間にフォード財団の支援と地域の大学、学校との連携のもと、主に中等教員養成のプログラムとして、インターンシッププログラム（Internship Program）を実施し、600人以上の中等教員を供給した例も存在した。このインターンシッププログラムは教養学部の卒業生に有給で教壇に立ちつつ、大学院における教職科目に関する履修の機会を与えるというシステムであり、修了者は通常MAT（Master of Arts in Teaching）という教授学に関する修士号が授与されたのである⁴²⁾。このインターンシッププログラムは、特に1950年代後半以降、5年制プログラム（fifth year program）における主たる類型として定着したが⁴³⁾、臨時の教員不足を補うというよりも、むしろ学士号取得後、中等・初等学校で教員を志す有能な志願者を確保しようとするねらいもあったと指摘できる。

以上、初等・中等教員供給のための変換プログラムを検討してきたが、一考を要するのは、臨時免許状発行との関わりでみた場合、50年代も従来のように教員不足に対処するため一定の要件の

表7 中等教員需要指數（1950年～1958年）

1958年の順位別教授領域	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年
1 図 書 館 学	170	205	144	209	298	268	286	271	313
2 物 理 学	36	71	83	110	172	201	125	219	219
3 初 等 教 員	134	129	180	198	187	211	208	199	188
4 数 学	72	83	92	129	156	183	172	186	174
5 理 科	80	109	126	172	156	208	182	178	161
6 化 学	32	42	50	66	98	111	93	98	128
7 国 語	67	94	95	113	128	148	137	139	126
8 外 国 語	34	46	47	58	72	84	83	90	95
9 中 等 教 員(全)	49	61	62	75	88	98	90	92	83
10 女 子 体 育	53	65	59	59	77	71	79	83	83
11 音 楽	70	65	61	64	73	80	79	78	74
12 家 政	68	79	73	85	87	89	78	80	71
13 美 術	47	36	38	54	60	78	72	61	69
14 商 業	63	67	68	75	90	89	74	76	68
15 生 物 学	32	45	37	47	60	68	50	62	64
16 技 術	44	51	60	71	83	92	81	69	61
17 ジ ャ ー ナ リ ズ ム	71	67	122	43	98	176	128	150	58
18 社 会	37	48	48	60	65	68	61	67	55
19 男 子 体 育	25	36	36	43	49	55	54	46	46
20 農 業	46	51	61	62	62	75	61	67	45
21 話 法	31	36	32	44	42	43	39	39	38

(出典：中島太郎編『教員養成の研究』、1961年、pp. 228-229。)

もとで臨時免許状教員となった者も顕在化した点である。

この点、当時の臨時免許状発行に関する学位論文（州事例）を通して、特徴的な点を検討すると、以下の指摘ができる。まずカリフォルニア州に視点を向けると、1952-53年度、臨時的な基盤で中等教員免許状が1,314人に発行されていたが、その中で年間常勤講師として勤務していたのは281人（主要教科181人、専科78人、商・工業科22人）であった。ページ（Page, Bradley C.）の研究によると、主要教科、専科担当の臨時中等教員（259人）のなかで学士号を有する者158人（61.0%）、修士号を有する者56人（21.6%）、1人は博士号を有し、学士号を有しない者は44人（17.0%）に過ぎないことから⁴⁴⁾、たとえフルタイムの臨時免許状教員を対象としているとはいえ、臨時免許状教員の教育水準は向上しつつあったと推察できよう。

これを裏付けるかのように、これらの臨時免許状教員の半数以上はカリフォルニア州の中等教員普通免許状に要求される特定の1～2科目を履修していないために臨時免許状を発行されたに過ぎず、しかもこれらの大多数の教員は州外で教育を受けた教員だったのである。しかもこの281人の

臨時免許状教員の141人（50.0%）はカリフォルニア州外の34州および6ヵ国（カナダ、フランス、ドイツ、オランダ、スコットランド、イギリス）で教育を受け、最小限学士号を有しているのみならず、そこでの教職経験も1年から32年に及んでいた⁴⁵⁾ 事実を看取できるからである。勤務校の学校管理職の評価によると、もし臨時免許状教員が普通免許状を所持していると仮定するなら、彼らの少なくとも75%の教員を自校に永久のメンバーとして採用したいと要望していたのも確かである⁴⁶⁾。この点、ページによれば、むしろ未経験の臨時免許状教員（92人、32.7%）や州外の臨時免許状教員は自らの再雇用を維持するため職務を全うするであろう⁴⁷⁾と察していたが、これらの教員の存在自体が学校の活性化を生起したと考えられるのである。

さらに、1950年代後半に視点を向け、テキサス州における臨時免許状教員の特性に関するウィルキンソン（Wilkinson, Harold. A.）の研究を分析してみる。この点、1955年度から1959年度までの5年間に州内公立初等・中等学校で初めて臨時免許状（emergency permit、1年間有効）を取得した教員⁴⁸⁾は1,229人存在していたが、そのなかで学士号以上の教育水準を有する者は、1,027人

表8 普通免許状取得に必要な未履修科目（例）に対する臨時免許状教員数
1955年度～1959年度（テキサス州）

未履修の科目と単位	初等学校					中等学校					
	1955	1956	1957	1958	1959	1955	1956	1957	1958	1959年	
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	州憲法 1-3 単位(s.h.)	29人	104	95	95	89	22	44	85	53	70
2	4-6 単位		1	2	2	4	2	1	3	2	1
3	州・アメリカ史 3 単位	4	18	20	23	14	3	6	15	17	15
4	6 単位	6	19	22	29	27	2	12	20	18	11
5	共通科目 1-3 単位		3	7	7	5		1	4	6	8
6	4-6 単位	1	6	2	3	10		7	4	6	11
7	一般教員科目 1-6 単位	2	1	4	4	6	1	2	6	10	5
8	7-12 単位	2	1	4	2	6		1	1	2	6
9	13-18 単位		2	3	5	1				3	1
10	19-24 単位		3	4	4	1	1			1	3
11	25-30 単位			2		2			1		
12	31-36 単位					4					
13	37-42 単位					1					3
14	43-48 単位										

(出典：Wilkinson, Horold A., *An Analysis of the Emergency Teaching Permit Program in Texas, 1955-1960*, 1961, p. 112.)

（学士号取得899人、修士号取得126人、博士号2人）存在していた点である。無論1955年当時の臨時免許状取得要件が、大学での学士号取得、あるいは大学での90単位プラス2年間の教職経験であったことから予測し得たかも知れないが、ともかく高い教育水準であったと指摘できるわけである。

しかしながら、特徴的な点として、臨時免許状を発行された理由が教職専門科目の未履修よりもむしろ普通免許状取得要件としてテキサス州が要求していたテキサス州憲法（アメリカ憲法含む、6単位）、アメリカ史・テキサス史（6単位）といった州独自の要件を履修していなかったことに帰因する点である。表8で示すように、臨時免許状教員（1,229人）のなかで、テキサス州憲法を未履修の者は704人（54.2%）、同様にアメリカ史・テキサス史291人（22.4%）存在し⁴⁹⁾、他の教科よりも極端に高い数値が見出されるのである。この背景としては、先述のカリフォルニア州のごとく、テキサス州においても他州（43州、コロンビア特別区）からの臨時免許状教員が多いと

いう事実であり、全体の762人（58.7%）を占めていたのである。そのなかでテキサス州の近隣州（オクラホマ132人、アーカンソー67人、ルイジアナ51人、ニューメキシコ27人）が277人を有していたが⁵⁰⁾、いずれにしても上記いずれかのテキサス州独自の要件を履修しない者に州外からの志願者全員が含まれていた⁵¹⁾のである。

それゆえ、このような実態から臨時免許状を発行するにしても、普通免許状取得に必要な未履修単位の程度（特に州憲法、州史の履修）に応じて臨時免許状の種類を峻別すべき⁵²⁾との意見が下されたが、当時の状況を踏まえた妥当な見解といえるであろう。結局、1950年代以降においては、臨時免許状政策において州外志願者への対応も主要な課題として残されたのである。

V むすび

本論で明らかになった点を摘録すると次の点である。

まず20世紀前半においてアメリカ各州では、教員の需給状況により免許制度が影響を受けてい

た。しかも第1次・第2次大戦前後に教員不足が異常に生じた。危急の状況に対処するため一定の免許要件を免除した臨時免許状を発行する一因となっている。

ただし1921年当時、臨時免許状の発行主体も従来の郡や学区とともに州支配が広まっていた。有効期間は1年程度多くの州にみられ、しかもウィスコン州のように、中等学校卒業プラス師範学校での一定の単位取得を要求する州も存在した。

注視すべきは両大戦時における臨時免許状発行により本来の免許資格基準の引き下げが生じていなかつたのであり、臨時免許状の発行数を少なくする措置もなされている。すでに失効、あるいは有効期限付普通免許状を無条件あるいは条件付で復効、延長する州も存在したのである。

次に、臨時免許状教員の属性としては中高年で教職を離れていた者が多いのも事実であった。しかも課題として、当時の教育課題、新たな教育内容・教授方法について学びとる姿勢の見えない傾向、離職期間における自信の欠如を指摘できる。このような課題払拭のため臨時免許状所持者に漸次、教職経験、一定単位のコース履修のもと普通免許状取得を奨励する方途が開かれたのである。

さらに、第2次大戦後も臨時免許状の発行は1960年代まで衰退することはなかったのである(1966-67年度、臨時免許状教員の比率5.1%)。特に1940年代後半は、10%~13.6%の高比率であり、戦後の継続的人口増加が要因であった。このことは初等・中等教員の需給関係に顕著なアンバランスを生起したのである。

この点、初等教員不足に対する免許政策として「免許状変換プログラム」の役割が大きい。特に中等教員として養成された大学卒業生、これまで教職課程を受講していない教養学部の卒業生に対し、初等教員免許状への道を確保するプログラムが州教育局主導で開かれたのである。このようなプログラムは、1980年代以降今日も各州で導入されている教職資格特別プログラム(alternative certification program)⁵³⁾の嚆失である。選考の際、「初等学校指導のための適性」「これまでの専門性の度合」なども重視されていた。また受講者は修士号取得の道も開かれていたのである。

州対策としてではなく、コーネル大学のように

大学独自に初等教員養成プログラム(1952年度から5年間、フォード財団の支援)を実施していた。従来の伝統的な教員養成と異なる試みであり、入学要件も厳格であったのである。また中等学校教員の場合は教養学部卒業生を対象に、特に理数系科目を中心に臨時の養成プログラムが開設されている。ハーバード大学のように教授学に関する修士号(MAT)を授与し、2015年現在でも対象者は変わるもの(理数系の他職歴を有する中堅の人材にM.Edを授与)継続している⁵⁴⁾。

上記の状況から1950年代後半以降は臨時免許状を有する教員で学士号以上を取得している者が大半だったのである。特徴的な点は州外志願者が自州の要求する教育史、州憲法等を履修していかなかつたために期限付で臨時免許状が発行されたのである。当時は州間免許状の互換性の施策⁵⁵⁾も十分ではなかったといえよう。

【註】

1) 例えば、17世紀中頃から1930年代までのノースカロライナ州における初等教員資格の変遷を整理したものとして、伊藤敏雄「ノースカロライナ州の初等教員資格制度史」『皇學館論叢』、23巻4号、1990年、pp. 1-28.

八尾坂修「アメリカ合衆国における教員免許資格構造の特質と課題－19世紀後半から20世紀初頭において」『日本教育経営学会紀要』29号、1987年、pp. 75-91.

2) Frazier, Benjamin W., *Development of State Programs for the Certification of Teachers* (U.S. Office of Education, Bulletin 1938), U.S. Gov. Printing Office, No.12, 1938, pp. 138-140.

3) Maaske, Roben J., "Analysis of Trends in Teacher Supply and Demand, 1900-1950," *Journal of Teacher Education*, Vol. 2, No.4, 1951, pp. 263-268.

4) 教員不足自体は全州的にみて1960年代末まで問題とされていたが、州事例としてカリフォルニア州においてもほぼ同様であった。Hobart, Billie, *Teacher Shortage and the Standards of Teacher Certification in the State of California*, (Doctoral Dissertation, Univ. of California at Berkeley, 1992), UMI, p.8, pp. 109-124.

- 5) Fahey, Sara H., "Some Causes of the Present Decline of Teaching as a Profession," *Proceedings and Addresses*, 1919, pp. 383-387; Ennis, Isabel A., "Causes of the Present Shortage of Teachers," *Proceedings and Addresses*, 1918, pp. 387-389.
- 6) Burgess, Randolph W., "Four Censuses of Teachers' Salaries," *American School Board Journal*, Vol. 61, Sep. 1920, pp. 27-28.
- 7) Jackson, William R., *The Present Status of the Certification of Teachers in the United States* (Report of the Commissioner of Education for the Year 1903), U.S. Gov. Printing Office, Vol. 1, 1905, pp. 469-519.
- 8) Cook, Katherine M., *State Laws and Regulations Governing Teachers Certificates* (U.S. Bureau of Education, Bulletin 1921), U.S. Gov. Printing Office, No. 22, 1921, p. 201.
- 9) Cook, K. M., *State Laws and Regulations*~, 1928. *Op. cit.*, pp. 42-260.
- 10) McCrory, John R., "Elementary School Teacher Supply and Demand for 1924-25," *School and Society*, Vol. 20, No. 503, Aug 16, 1924, pp. 222-223.
- 11) Frazier, B.W., "Changing Nature of the Teacher Shortage," *American School Board Journal*, Vol. 116, June 1948, p. 19.
- 12) Frazier, B.W., "Wartime Changes in Teacher Certification," *Education for Victory*, Vol. 3, No. 7, Oct. 3, 1944, p. 11.
- 13) Loggins, William F., *Teacher Certification in South Carolina*, (Doctoral Dissertation, New York Univ. 1945), UMI, pp. 72-75.
- 14) Gustafson, Alburn M., *A History of Teacher Certification in ARIZONA*, (Doctoral Dissertation, Univ. of Arizona, 1955), UMI, p. 179.
- 15) *Ibid.*, p. 180.
- 16) *Ibid.*, pp. 180-181.
- 17) Frazier, B.W., "Wartime Changes in Teacher Certification," *Education for Victory*, Oct. 3, 1944, pp. 9-10.
- 18) Blyler, Dorothea., "Emergency Teaching Permits for Elementary School Teachers," *Elementary School Journal*, Vol. 46, Dec. 1945, pp. 209-213.
- 19) Loggins, W.F., *Op. cit.*, pp. 73-74.
- 20) Young, Wilbur and Others, "Characteristics of Permit Teachers," *Journal of Teacher Education*, Vol. 4, 1953-54, pp. 188-190.
- 21) Freeman, Frank N., "Characteristics of Teachers Holding War-Emergency Credentials," *California Journal of Elementary Education*, Vol. 13, Aug. 1944, pp. 56-64.
- 22) West, Guy A., "The Problem of the Emergency Teacher," *California Journal of Elementary Education*, Vol. 13, May 1945, pp. 203-210.
- 23) Morgan, Herschel S., "Provisional General Elementary Credential," *Sierra Educational News*, Vo. 44, April 1948, p. 17.
- 24) 当時のプログラム事例は、"Special Summer Work for Emergency Teachers," *California Schools*, Vol. 19, May 1948, pp. 134-135; "Emergency Teachers," *California Schools*, Vol. 20, May 1949, p. 137.
- 25) Stone, James C. "Supply and Demand for Certified Personnel in California Public Schools," *California Schools*, Vol. 22, May 1951, pp. 137-166.
- 26) Frazier, B. W., "Changing Trends in the Teacher Shortage," *School Life*, May 1947, Vol. 29, No. 8, p. 6.
- 27) Armstrong, Earl W. and Stinnet, T.M., *A Manual on Certification Requirements for School Personnel in the United State*, Federal Security Agency, Office of Education, Circular No. 290, 1951, p.4.
- 28) Stinnet, T. M., *A Manual on Certification Requirements for School Personnel in the United States*, 1967 edition, National Education Association, 1967, p. 433.
- 29) Maul, Ray C., "How Many Teachers Do We Need?," *Journal of Teacher Education*, Vol. 3, June 1952, p. 104.
- 30) Maul, Ray C., "Implications of the 1950 National Study of Teacher Supply and Demand?," *Journal of Teacher Education*, Vol. 1, June 1950, pp. 95-102.
- 31) Armstrong, Earl W. and Stinnet, T.M., *A Manual on Certification*, 1951, *Op. cit.*, pp. 90-13.
- 32) National Commission on Teacher Education and Professional Standards, "Conversion Programs for the Preparation of Elementary Teachers," *Journal of Teacher Education*, Vol. 3, Dec. 1952, pp. 270-

- 280.
- 33) Ebey, George W., "Meeting the Elementary Teacher Shortage," *Educational Leadership*, Vol. 7, April 1950, pp. 474-476.
- 34) National Commission on Teacher Education and Professional Standards, *Op. cit.*, pp. 273-274.
- 35) Lesure, James S., *An Analysis of the Relationship to Persistence in Teaching of Certain Background Characteristics of 352 Connecticut Public School Teachers Issued Temporary Emergency Permits for Secondary Academic Subjects and Special Subjects, 1957-1960*, (Doctoral Dissertation, The Univ. of Connecticut, 1961), UMI, pp. 63-64.
- 36) National Commission on Teacher Education and Professional Standards, *Op. cit.*, pp. 276-277.
- 37) Lesure, James S., *Op. cit.*, p. 65.
- 38) Ebey, George W., *Op. cit.*, pp. 474-478.
- 39) Mitzel, Harold E., "Comments on the Cornell Experimental Program for the Preparation of Elementary Teachers," *Journal of Teacher Education*, Vol. 9, Dec. 1958, pp. 383-386.
- また、1952年にケンタッキー州のルイスビル大学 (The Univ. of Louisville) のように、教養学部2年時修了段階で初等教員として雇用されたまま、学士号に結びつくカリキュラムを終え、さらに2年間一般教育、教職専門教育を履修して修士号を取得するプログラムが開発され、注目された。Wilkes, Joe F., "Louisville Pilot Study," *Journal of Teacher Education*, Vol. 5, June 1954, pp. 113-115.
- 40) 中島太郎編『教育養成の研究』第一法規、1961年、pp. 229-230.
- 41) Woronoff, Israel, "Teacher Education Programs for Liberal Arts Graduates," *Journal of Teacher Education*, Vol. 9, Dec. 1958, pp. 359-362.
- 42) Shapline, Judson T., "The Harvard Internship Program for the Preparation of Elementary and Secondary School Teachers," *The Educational Record*, Vol. 37, Oct. 1956, pp. 316-325.
- 43) Harap, Henry, "Teacher Education: 5-year Programs," *School Life*, Vol. 44, No. 2. Oct. 1961, pp. 18-21.
- 44) Page, Bradley C., *Emergency Teachers in California Secondary Schools, 1952-1953*, (Doctoral Dissertation, Colorado State College of Education, 1954), UMI, pp. 70-83.
- 45) *Ibid.*, pp. 84-98.
- 46) *Ibid.*, p. 162.
- 47) *Ibid.*, pp. 162-163.
- 48) Wilkinson, Harold A., *An Analysis of the Emergency Teaching Permit Program in Texas 1955-1960*, (Doctoral Dissertation, Texas Technological College, 1961), UMI, p. 1, p. 4. なお、1955-56年度から1958-59年度までの4年間にテキサス州で発行された臨時免許状の数は、1,121(1955-56年度)、3,376(1956-57年度)、4,110(1957-58年度)、3,923(1958-59年度)に及んでいるが、1年ごとに継続して取得した臨時免許状教員の数が含まれている。
- 49) *Ibid.*, p. 112.
- 50) *Ibid.*, pp. 57-62.
- 51) *Ibid.*, p. 115.
- 52) *Ibid.*, p. 242.
- 53) 八尾坂修「アメリカにおける教職資格特別プログラムの特質と効果に関する一考察－州事例に視点をあてて－」日本比較教育学会『比較教育学研究』20号、東信堂、1994年。pp. 153-164.
- 54) The Midcareer Math and Science (MCMS) プログラムが Teacher Education 専攻 (Ed. M. 取得) に開設されている。Harvard Graduate School of Education, *impact the word* の資料より(2014年9月直接入手)。
- 55) 八尾坂修「アメリカ合衆国における教員免許状の州間互換認定の歴史的発展と今日の基盤」日本比較教育学会編『比較教育学』東信堂、14号、1988年。pp. 76-87.

〔追記〕

本論文は筆者の単著書『アメリカ合衆国教員免許制度の研究』風間書房(文部省助成学術図書)、1998年、および九州大学提出博士論文「アメリカ合衆国教員免許制度の研究－教育史的考察」(2001年受理)に基づいています。博士号取得に向けて30代、40代後半にかけ心血をそいだ一領域です。関連論文、連邦政府報告書、資料等の入手にあたっては、筆者の勤務先であった国立教育研究所、奈良教育大学、大学院生として入学し

たハーバード大学教育大学院、また中留武昭（現）九州大学名誉教授と訪問したウィスコンシン大学マジソン校、における各図書館からの情報に依拠するところが多大です。まだインターネットで容易に資料等を入手することができなかつた当時、1929年から毎年発行の教育索引（Education Index）をていねいに一項目ずつ目を通しながら、コピーサービスを申し込んだりしたことが大変懐かしく感じられます。